

## 農地法第4条、5条許可申請の手続きについて

横手市農業委員会

農地を転用する場合、農業委員会の許可が必要です。このため、申請には下記の要件と書類が必要です。

### ■ 申請要件

農地を転用する場合、農振法の農用地区域外の農地でなければ転用できません。このため、申請の前に転用できる区域かを各地域局地域課産業建設係（横手地区は農林部農業振興課農業政策係）で確認してください。

### ■ 申請内容

自分の農地を転用する場合	. . . .	農地法第4条第1項による許可申請
他人の農地を転用する場合	. . . .	農地法第5条第1項による許可申請

### ■ 申請書類

<input type="checkbox"/> 農地法第4条第1項許可申請書	. . . .	各地域局 地域課産業建設係備付（原本1部、コピー1部） ※横手地区は農業委員会事務局（条里南庁舎）
<input type="checkbox"/> 農地法第5条第1項許可申請書	. . . .	各地域局 地域課産業建設係備付（原本1部、コピー1部） ※横手地区は農業委員会事務局（条里南庁舎）
<input type="checkbox"/> 事業計画書・被害防除計画書	. . . .	各地域局 地域課産業建設係備付（原本1部、コピー1部） ※横手地区は農業委員会事務局（条里南庁舎）
<input type="checkbox"/> 農用地区域除外証明書	. . . .	各地域局 地域課産業建設係備付（原本1部、コピー1部） ※横手地区は農林部農業振興課（県平鹿地域振興局3F）
<input type="checkbox"/> 土地登記事項証明書（全部事項）	. . . .	秋田地方法務局各支局または横手法務局証明サービスセンター（かまくら館2F）で交付。（原本1部、コピー1部）
<input type="checkbox"/> 申請地の公図（14条地図）	. . . .	秋田地方法務局各支局または横手法務局証明サービスセンター（かまくら館2F）で交付。（原本1部、コピー1部）
<input type="checkbox"/> 土地改良区の意見書	. . . .	当該土地改良区及び雄物川筋土地改良区（原本1部、コピー1部） なお雄物川筋土地改良区については、受益地になっていない農地もありますのでご確認ください。
<input type="checkbox"/> 申請地周辺の見取図	. . . .	最新版の住宅地図を使用してください（2部）
<input type="checkbox"/> 配置図・造成断面図・施設の平面区 立面図・給排水計画図	. . . .	（2部）
<input type="checkbox"/> 残高証明書	. . . .	自己資金の場合、金融機関より証明（原本1部、コピー1部）
<input type="checkbox"/> 融資証明書	. . . .	借入金の場合、金融機関より証明（原本1部、コピー1部）

### ■ 法人または団体が申請者の場合

<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書	. . . .	秋田地方法務局各支局または横手法務局証明サービスセンター（かまくら館2F）で交付。（原本1部、コピー1部）
<input type="checkbox"/> 定款、寄付行為、又は規約の写し	. . . .	（2部）
<input type="checkbox"/> 会社議事録抄本	. . . .	（原本1部、コピー1部）

### ■ 都市計画区域内における1,000平方メートル以上の開発行為の場合

<input type="checkbox"/> 都市計画課との事前協議完了 通知書の写し	. . . .	横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱の規定による開発行為の事前協議完了通知書の写し（2部）
--	---------	--

### ■ 代理人が申請する場合

<input type="checkbox"/> 委任状	. . . .	各地域局 地域課産業建設係備付（原本1部、コピー1部） ※横手地区は農業委員会事務局（条里南庁舎）
<input type="checkbox"/> 印鑑証明書	. . . .	委任者が自署できない場合は印鑑証明書 住所のある市町村で発行 （希望する方には原本をお返しします。）